

住宅リフォーム促進事業 対象工事一覧

	場所	内 容	備考
工事内容	トイレ	トイレ改修工事	
	サッシ(窓枠)	サッシ取替え工事	
	浴室	浴室工事	
	脱衣室	脱衣室工事	
	洗面所	洗面所工事	
	キッチン	システムキッチン	施工業者に依頼すれば(○)、既製品の購入のみは(×)
		台所改修工事	
		ビルドイン式IHクッキングヒーター・ガスコンロの設置又は取替え	据え置きタイプは(×)
	フロア	エアコン等家電製品の設置	交換のみの場合は(×) 製品購入費用に関しては設置に関する内壁工事等を伴った場合は(○)
		床張替え工事	
		インターネット、ケーブルテレビ工事	
		畳	下地改修(防腐、防虫シート等の施工)を伴わない場合は(×)
		障子、網戸、ふすまの交換、補修	
	屋根	屋根修理工事	瓦の葺き替え、瓦止め、雨漏れ工事(コーティング)、産廃処理等対象
		屋根塗装工事	
		雨樋の取替え工事	
	テラス	テラス取付工事	テラス購入費、取付費等対象 施工内容によっては、建築確認申請など法令に基づいた申請をした場合に限る
		テラス屋根修理	修理、改修等対象 施工内容によっては、建築確認申請など法令に基づいた申請をした場合に限る
	デッキ	ウッドデッキ取付または、既設のデッキ改修工事	施工内容によっては、建築確認申請など法令に基づいた申請をした場合に限る
	玄関	玄関塗装工事	
		玄関サッシ錠取替え工事	
	外壁	外壁塗装工事	塗装費用、クラック処理費用、架設足場組み立て費、壁面補修費用等対象
	外構工事	門、塀、柵の改修又は設置	住宅の安全又は防犯対策に資するものに限る
		ブロックの修繕、設置	解体のみは除く
	玄関ポーチ		
	下水	単独浄化槽、汲み取り式便所から公共下水道および農業集落排水への切り替え	市の他の補助を申請する場合を除く
	その他	電気温水器の設置又は取替え	
		エコキュート・ガス給湯器の設置または取り替え	
		エネファームの設置または取り替え	住宅及びこれに付属する施設に限る。また、売電する場合の、製品購入費用は除く。
		太陽光発電及び家庭用蓄電池の設置	住宅及びこれに付属する施設に限る。また、売電する場合の、製品購入費用は除く。
		シロアリ駆除	シロアリ駆除のみは(×)補修工事を伴う場合は(○)
	車庫	自家用駐車場の設置または修繕、補修(カーポート含む)	住宅に付属するものに限る(施工内容によっては、建築確認申請など法令に基づいた申請をした場合に限る)

※上記は一例になります。その他工事が対象になるかについてはお問い合わせください。

注意事項

- ・改修工事に当たっては建築基準法等各種法令を遵守したものとすること。
- ・住宅等の本体及住宅等の本体に付属するものの改修工事を対象とする。
- ・併用住宅(住宅と店舗等の用途を兼ねる)の場合、住宅部分のみに係る工事を対象とする。
- ・対象工事に伴う解体、撤去、廃材処分費用は対象とする。
- ・工事を伴わないものは対象外とする。
- ・対象工事費用は補助対象外費用(土地購入費用、広告看板等の設置費用、工事用機械及び工具等の購入に関する費用、収益を得ることが可能となる設備の購入費用、市の他の補助事業及び類似する保険給付等の対象工事費用)を除いた額とする。